

オオタカの国内希少野生動植物種からの削除の検討について

現在、国内希少野生動植物種に指定されているオオタカ (*Accipiter gentilis fujiyamae*) については、平成24年8月に公表した環境省第4次レッドリストにおいて、前回に引き続き準絶滅危惧 (NT) に評価され、絶滅危惧種 (絶滅危惧 I A類 (CR)、I B類 (EN)、II類 (VU)) に選定されなかった。

そのため、今般オオタカの国内希少野生動植物種からの削除をすべきかということについて検討するものとする。

1. オオタカの概要

(1) 分類

タカ目 タカ科 オオタカ *Accipiter gentilis fujiyamae*

(2) 生態的特徴

- 全長 50cm 程のカラス大の猛禽類で、主に平地から低山の森林を生息環境とし、全国的に留鳥として分布する。
- 繁殖期には森林やその周辺に生息するが、秋冬期には河川敷や湖沼、市街地の緑地にも出現する。
- ハト大からスズメ大の鳥類を主食とするが、ノウサギやリスなどの哺乳類も捕食する。

(3) オオタカの環境省レッドリストランクの推移

- 第1次 (平成3年) : 危急種 (V)
- 第2次 (平成10年) : 絶滅危惧 II類 (VU)
- 第3次 (平成18年) : 準絶滅危惧 (NT)
- 第4次 (平成24年) : 準絶滅危惧 (NT)
 - ・ 個体数 : 個体数の大きな減少を示唆する情報はない。
関東地方とその周辺に 5,818 羽 (95%信頼限界 : 3,398~10,392) 生息するとされ、日本全体の生息数は平成17年の環境省調査の少なくとも 1,824~2,240 羽より、はるかに多いと考えられる。

(4) これまでの主な推定生息個体数に関する調査の状況

- 昭和59年 : 300~489 羽 (日本野鳥の会によるアンケート調査)
- 平成8年 : 1,000 羽以上
(小板ほか 1996 アンケート法によるオオタカの分布と生態)
- 平成17年 : 少なくとも 1,824~2,240 羽
(環境省 2005 オオタカ保護指針策定調査)
- 平成20年 : 関東地方とその周辺 (静岡県・山梨県・長野県) に 5,818 羽 (95%信頼限界 : 3,398~10,392)

(尾崎ほか 2008 生息環境モデルによるオオタカの営巣数の広域的予測関東地方とその周辺)

(5) オオタカの保護に係る法指定等状況

- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律により保護
- 平成5年 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 国内希少野生動植物種に指定
- 平成8年「猛禽類保護の進め方」策定(平成24年に改訂)

2. 削除の検討にあたっての方針

オオタカはこれまで、種の保存法国内希少野生動植物種の指定や、地域の方々等の継続的な取り組みにより、保全が進展し、平成18年の第3次レッドリストで初めて絶滅危惧種から外れ(絶滅危惧Ⅱ類(VU)から準絶滅危惧(NT)にランクダウン)、平成24年の第4次においても絶滅危惧種に選定されなかった(第3次同様、準絶滅危惧種(NT)に選定)。

本種は、環境アセスメントにおいて保全の指標種として注目されてきたほか、保全関係者も多いため、削除の検討にあたっては十分な合意形成を図ることとする。

3. 作業スケジュール(案)(②以下は、①でご承諾いただけた場合)

①平成25年5月15日

中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会において、国内希少野生動植物種からの削除の検討を進める方針についてご検討いただく。

②6月～7月頃

パブリックコメントを実施し、検討を進めるにあたってのご意見を募集。

③～12月頃

削除に必要なデータ収集、シンポジウム開催などによる合意形成。

④平成26年1月頃以降

中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会に諮問し、ご審議いただく。

※希少野生動植物種保存基本方針(平成4年総理府告示第24号)(抄)

第二 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

1 国内希少野生動植物種

(1) 国内希少野生動植物種については、その本邦における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種(亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。)で、以下のいずれかに該当するものを選定する。

ア その存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種

イ 全国の分布域の相当部分で生息地又は生育地(以下「生息地等」という。)が消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種

ウ 分布域が限定されており、かつ、生息地等の生息・生育環境の悪化により、その存続に支障を来す事情がある種

エ 分布域が限定されており、かつ、生息地等における過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来す事情がある種

(参考)

ルリカケスについて同様に削除された例がある(平成20年8月)

1. ルリカケスの環境省レッドリストランクの推移

- 第1次(平成3年): 危急種(V)
- 第2次(平成10年): 絶滅危惧Ⅱ類(VU)
- 第3次(平成18年): ランク外
- 第4次(平成24年): ランク外

2. 削除スケジュール

- 平成18年12月22日 鳥類の第3次レッドリスト公表
- 平成20年6月2日~7月1日 パブリックコメント実施
- 平成20年7月11日 中央環境審議会野生生物部会
- 平成20年7月22日 改正施行令 閣議決定
- 平成20年8月15日 改正施行令 施行